

医整第232号
令和7年6月18日

関係機関の長 様

岐阜県健康福祉部医療整備課長

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令第1条第2号ロの規定に基づき感染症の
予防のために必要なものとして厚生労働大臣が定める核酸等に関する告示について

このことについて、厚生労働省医政局研究開発政策課長及び健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長から別添のとおり通知がありましたので、内容を御了知ください。

[医療整備課]

所属名	電話	FAX
医療整備課医事係	058-272-1111(3240)	058-278-2623

[保健所] ※保健所へ問合せする際は管轄保健所へお願いします

保健所名	担当係名	電話	FAX
岐阜保健所	管理医事係	058-380-3001	058-371-1233
西濃保健所	管理医事係	0584-73-1111(263)	0584-74-9334
関保健所	管理医事係	0575-33-4011(353)	0575-33-4701
可茂保健所	管理医事係	0574-25-3111(353)	0574-28-7162
東濃保健所	管理医事係	0572-23-1111(352)	0572-25-6657
恵那保健所	管理医事係	0573-26-1111(261)	0573-25-1174
飛騨保健所	管理医事係	0577-33-1111(303)	0577-34-8327
岐阜市保健所	医務薬務係	058-252-7187	058-252-1280